

多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱

制定 令和4年4月1日付3産労農森第1384号
令和5年4月6日付4産労農森第1537号
令和6年4月18日付6産労農森第158号

(通則)

第1 多摩産材利用啓発推進事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金交付規則の施行についての通達(昭和37年12月11日37財主調発第20号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2 この補助金は、多摩産材の利用や多摩産材を使用した家づくりを推進するイベントの開催等に係る経費を補助することにより、木材利用の推進及び健全な森林の維持を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第3 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、実施要領第4に基づき知事が計画を承認した事業とする。

2 この補助金は、前項の事業を行うために必要な経費(以下「補助対象経費」という。)であって、別表に掲げる経費のうち、知事が必要かつ適当に認めるものについて、予算の範囲内において、交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団等(条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。)及びその法人その他団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成要員に暴力団等に該当する者があるものは、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費等)

第4 補助金の額は、1団体あたり120万円を上限とし、補助対象経費の4分の3以内とする。また補助金の対象となる経費については別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 前項に定める交付申請書の提出期限は、知事が別に通知する日までとする。

(補助金の交付決定)

- 第6 知事は、第5の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い申請者に通知する(第2号様式)。
- 2 知事は前項の通知に際して、法令及び予算で定める補助金等の交付の目的を達成するため、別記のとおり条件を付すものとする。
 - 3 第1項及び前項の場合において、知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項につき修正を加え補助金の交付の決定をすることができる。
 - 4 補助金交付の決定の通知を受けた申請者は、当該通知にかかる補助金交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(申請の取下げ)

- 第7 第6により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容又は付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までに申請を取り下げることができる。

(交付決定内容の変更)

- 第8 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (1) 補助事業の内容において、事業実施主体を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき
 - (3) 補助事業に要する経費の配分を、別表の経費区分欄に掲げる大項目相互間において30パーセント以上(30パーセントに相当する額が10万円以下であるときは10万円)増減変更しようとするとき。
- 2 前項の申請に当たっては、知事は必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。
 - 3 知事は第1項による変更承認申請を審査し、適当と認めるときは、変更承認通知書(第4号様式)により補助事業者へ通知するものとする。

(事業の中止)

- 第9 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業中止承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 知事は前項の申請書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、中止承認通知書(第5の2号)により補助事業者へ通知するものとする。

(事故報告等)

- 第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を書面により、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、必要に応じて補助事業者

にその処理について指示をする。

(遂行状況報告)

第11 補助事業等の円滑適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者は、事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

(補助事業の遂行命令等)

第12 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に、これらに従って遂行すべきことを命ずる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業者に補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13 補助事業者は、事業が完了したとき又は中止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14 知事は、第13の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知（第7号様式）するものとする。

(補助金の請求)

第15 補助事業者は、第14の通知を受けたときは、知事に補助金交付請求書（第8号様式）を提出するものとする。

(補助金の支払等)

第16 知事は第15に規定する補助金交付請求書が提出された後、補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に、事業の円滑な遂行のため知事が特に必要であると認める経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合には、概算払請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

3 前2項の規定により補助金の概算払を受けたものは、第14の規定による補助金の額の確定の通知を受領後、速やかに概算払精算書（第10号様式）を知事に提出し、精算手続きをしなければならない。

(是正のための措置)

第17 知事は第14による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容

及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置を命じることができる。

2 前項により、補助事業者が必要な措置をした場合には第14の規定を準用する。

(交付決定の取消し)

第18 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団等に該当するに至ったとき。
- (4) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 前項の規定は、第14の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後においても適用する。

(補助金の返還)

第19 知事は、第18の規定による取消しをした場合には、補助事業者に通知すると共に、補助事業の当該取消しにかかる部分に関してすでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 第14の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第20 補助事業者は、第19第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令にかかる補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられた場合に、これを納期日までに納付しないときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じその未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第21 第20第1項の規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第22 第20第2項の規定による延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(消費税額相当分の取扱い)

第23 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、第11号様式により報告しなければならない。

(他の補助金の一時停止等)

第24 補助金の返還を命ぜられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合、知事は、その者に対して同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第25 補助事業者が補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第12号様式）により知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部または一部を都に納付させることができる。

(帳簿の整理、管理等)

第26 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(他の規定との関係)

第27 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月6日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。

別表

補助対象経費区分		
大項目	小項目	備 考
人件費 ※1	① 技術者給	事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃
	② 賃金	賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含む
	③ 謝金	会議等に出席する委員等の謝金
事務費	④ 旅費	事業の指導監督に必要な経費
	⑤ 需用費 ※2	消耗品費（事業実施に直接必要なものに限る）、燃料費、食料費（原則として会議等における茶菓代に限る）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕料
	⑥ 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車取得税 ※3
	⑦ 委託料	資料作成、登記事務、測量等の委託料
	⑧ 使用料及賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
	⑨ 備品購入費 ※2	事業の実施のために直接必要な備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く）
	⑩ 構築物設置費	工事費、工事雑費、実施設計費

※1 補助事業者の構成員に係る人件費は補助対象外とする。

※2 需用費及び備品購入費については、補助事業者が自社調達（構成員も含む）を行ったものは、その原価（調達品の製造原価）を補助対象経費とする。

※3 イベント保険に係る経費は対象外とする。

別記（第6関係）

補助金の交付条件

- 1 補助事業者は、この要綱及びその他関係法令に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、当該事業を当年度内に完了するものとする。当年度内に当該事業が完了しない（支払が完了しない）場合は、補助金を交付しない。
また、交付決定前に事業着工したものについては、補助金を交付しない。
- 3 補助事業者は、当該事業により取得した製品等（以下「財産等」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 4 補助事業者は、財産等を別表の期間（以下「処分及び転用制限期間」という。）内において、知事の承認を受けないで転用し、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 5 補助事業者は、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けないで処分又は転用（以下「処分等」という。）を行った場合は、当該財産等の取得又は設置（以下「取得等」という。）に要した補助金の相当額の全部又は一部を都に返還しなければならない。
また、処分及び転用制限期間内に知事の承認を受けて当該財産等の処分等を行ったことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を都に納付させることがある。ただし、公用、公共及び天災地変その他やむを得ない事由による場合は、補助金の相当額の減免につき知事に協議することができるものとする。
- 6 補助事業者は、財産等が処分及び転用制限期間内に補助金の交付目的を達成することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産等の取得等に要した補助金の相当額の全部又は一部を都に納付しなければならない。

別表（第25関係）

財産の種類	期 間	補 助 金 返 還 の 範 囲
多摩産材利用啓発推進事業により取得された製品等	減価償却資産の耐用年数表等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数に基づく	1 補助金の全部 本事業により、製作・取得された製品等について、その全部が処分若しくは転用され又は補助目的を達成することが困難になったとき 2 補助金の一部 本事業により、製作・取得された製品等について、その一部が処分若しくは転用され又は補助目的を達成することが困難になったとき

第1号様式（第5関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱第5の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
金 円
- 2 事業実施目的
- 3 実施事業の内容

実施内容	規模等	備考

※具体的な内容を記載し、必要に応じて資料を添付すること。

4 補助事業完了予定年月日

年 月 日

5 事業費及び経費内訳

(1) 事業費

(円)

事業費 (a+b+c)	補助対象 経費 (a+b)	補助対象経費内訳		補助対象外 経費 (c)	備考
		補助金額 (a)	自己負担額 (b)		

※ 消費税は、原則、補助対象経費に含めないものとする。

(2) 経費内訳

(円)

実施内容	経費区分	予算額	備考
小計（補助対象経費）			
補助対象外経費			
計（事業費）			

※ 支出科目には、多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱別表の補助対象経費区
分の

小項目を記入すること。

※ 人件費については、自社（構成員を含む）に対して支払うものは除くこと。

※ 需用費及び備品購入費について、自社調達（構成員を含む）を行ったものは、その
原価（調達品の製造原価）を記入すること。

6 その他添付書類

誓約書（別紙（第1号様式））

誓約書

東京都知事 殿

多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱第5の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第18の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第19の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住所

団体名及び代表者職氏名

印

*法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

番 号

補助事業者住所

補助事業者名

年 月 日付 第 号で申請のあった 年度多摩産材利用啓発推進
事業費補助金については、同補助金交付要綱（令和4年4月1日付3産労農森第1384号。
以下「交付要綱」という。）第6の規定により交付申請書の内容を審査したところ適当と認め
られるので、下記により交付する。

年 月 日

東京都知事

印

記

1 交付金額

金 円

補助金の交付対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。

2 交付の条件

(1) 事情変更による決定の取消し等

知事は、この交付決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、この交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(2) 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア、イ及びウに掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りでない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 事業費及び経費の配分を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止しようとするとき。

(3) 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難

となった場合は、速やかにその理由、状況及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 状況報告

補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、知事に報告しなければならない。

(5) 遂行命令等

ア 知事は補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対して、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

イ 補助事業者がアの命令に違反したときは、知事は、補助事業者に対し当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

(6) 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は中止の承認を受けたとき、補助事業が完了しない場合で当該事業の属する会計年度が終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した実績報告書を提出しなければならない。

ア 事業実績

イ 収支精算

ウ その他知事が必要があると認める事項

(7) 補助金の額の確定

知事は(6)の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(8) 是正のための措置

知事は(7)の規定による審査等の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を取ることを命じることができる。

(9) 決定の取消し

ア 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付決定の全部または一部を取り消す。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) 補助事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(エ) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、(7)の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(10) 補助金の返還

ア 知事は、(1)又は(9)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関して、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

イ 知事は(7)の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(11) 違約加算金及び延滞金

ア 知事が(9)アの規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ウ 前二項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(12) 違約加算金の計算

(11)アの規定による違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(13) 延滞金の計算

(11)イの規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(14) 他の補助金等の一時停止等

知事は補助金の返還を命じられた補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺することができる。

(15) 財産処分の制限

ア 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、減価償却等の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

イ 知事は、補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入に相当する額の全部又は一部を都に納付させることができる。

(16) 帳簿の整理、管理等

ア 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、

当該収入及び支出についての証拠書類を事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

イ 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(17) 交付要綱等の遵守

補助事業者は、前各号に定めるもの及び交付要綱別記（第6関係）「補助金の交付条件」を遵守しなければならない。

3 申請の撤回

補助事業者は、この交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定通知受領後14日以内に申請を撤回することができる。

第3号様式（第8関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度多摩産材利用啓発推進事業費補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定通知のあった標記補助事業を下記のとおり変更したいので、多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱第8第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 計画変更箇所及び変更後の実施内容

変更後の実施内容

実施内容	規模等	備考

3 変更収支予算

(1) 事業費

(円)

	事業費 (a+b+c)	補助対象 経費 (a+b)	補助対象経費内訳		補助対象外 経費 (c)	備考
			補助金額 (a)	自己負担額 (b)		
変更後						
当初						
増減						

※ 消費税は、原則、補助対象経費に含めないものとする。

(2) 変更後経費内訳

(円)

実施内容	経費区分	予算額	備考
小計（補助対象経費）			
補助対象外経費			
計（事業費）			

※ 支出科目には、多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱別表の補助対象経費区分の小項目を記入すること。

※ 人件費については、自社（構成員を含む）に対して支払うものは除くこと。

※ 需用費及び備品購入費について、自社調達（構成員を含む）を行ったものは、その原価（調達品の製造原価）を記入すること。

4 その他

第4号様式（第8関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

東京都知事 印

年度多摩産材利用啓発推進事業費補助金に係る変更承認通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった標記補助事業の変更については、多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱第8第3項の規定により承認します。

第5号様式（第9関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度多摩産材利用啓発推進事業費補助金に係る中止承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知があった標記補助事業について、下記のとおり事業を中止したいので、多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱第9の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現況
- 3 事業報告
補助金交付申請書記載事項に沿って報告すること。
 - (1) 実施事業の内容
 - (2) 事業費及び経費内訳

第5の2号様式（第9関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

東京都知事 印

年度多摩産材利用啓発推進事業費補助金に係る中止承認通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった標記補助事業の中止については、多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱第9第2項の規定により承認します。

第6号様式（第13関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度多摩産材利用啓発推進事業費補助金に係る実績報告書

年 月 日付 第 号の交付決定通知に基づき、標記補助事業を実施したので、多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱第13の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 実施事業の内容

実施内容	規模等	備考

※ 具体的な内容を記載し、必要に応じて資料を添付すること。

2 補助事業完了年月日
 年 月 日

3 収支精算書

(1) 事業費

(円)

	事業費 (a+b+c)	補助対象 経費 (a+b)	補助対象経費内訳		補助対象外 経費 (c)	備考
			補助金額 (a)	自己負担額 (b)		
予算額						
精算額						
増 減						

※ 消費税は、原則、補助対象経費に含めないものとする。

(2) 経費内訳

(円)

実施内容	経費区分	精算額	備考
小計（補助対象経費）			
補助対象外経費			
計（事業費）			

※ 支出科目には、多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱別表の補助対象経費区分の小項目を記入すること。

※ 人件費については、自社（構成員を含む）に対して支払うものは除くこと。

※ 需用費及び備品購入費について、自社調達（構成員を含む）を行ったものは、その原価（調達品の製造原価）を記入すること。

4 その他関係書類

(1) 事業実施報告書

(2) 事業実施記録（写真等）

(3) 所要経費確認書類

第7号様式（第14関係）

番 号
年 月 日

補助事業者 殿

東京都知事 印

年度多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号により交付決定した 年度多摩産材利用啓発
推進事業費補助金については、年 月 日付 第 号をもって提出された実績報
告書を審査した結果、補助事業の成果が当該補助金の交付決定の内容及びこれに付する条件に
適合すると認められるので、その額を下記のとおり確定します。

記

1 確定額 金 円

第8号様式（第15関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度多摩産材利用啓発推進事業費補助金請求書

年 月 日付 第 号により交付額確定通知のあった標記補助金について、多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱第15の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

交付決定額	金	円
確定額	金	円
今回請求額	金	円

第9号様式（第16関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度多摩産材利用啓発推進事業費補助金概算払請求書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定のあった標記補助金について、
多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱第16第2項の規定に基づき、下記のとおり請求
します。

記

1 請求金額 円

補助金交付決定額	既受領額	今回請求額	残額
円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由

第10号様式（第16関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

年度多摩産材利用啓発推進事業費補助金概算払精算書

年 月 日付 第 号で補助金交付決定のあった標記補助金について、多摩産材利用啓発推進事業費補助金交付要綱第16第3項の規定に基づき、下記のとおり精算します。

記

1 精算金額 円

交付決定額	既受領額(a)	確定額(b)	精算額 ((a)-(b))
円	円	円	円

第11号様式（第23関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額の確定について（報告）

年 月 日付 第 号により補助金額を確定した多摩産材利用啓発
推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第23の規定に基づき、下記のとおり報告しま
す。

記

事業費	補助金確定額	消費税及び地方消費税 の仕入控除税額	備考
円	円	円	

第12号様式（第25関係）

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

補助事業者 住所
団体名
代表者職氏名 印

多摩産材利用啓発推進事業費補助金に係る財産処分承認申請書

年度多摩産材利用啓発推進事業費補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

- 1 処分財産の品名及び取得年月日
- 2 処分財産の取得価格及び時価
- 3 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
- 4 処分の理由